

発第397号(例)
令和3年7月8日

市中流通拠点利用先 御中

日 本 銀 行

「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則
(市中流通拠点利用先用)」の一部改正について

今般、規程整備の観点から、「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則(市中流通拠点利用先用)」を別紙のとおり一部改正し、本日から実施することとしましたので通知します。なお、本改正に伴う実務運用の実質的な変更はありませんので申し添えます。

—— 改正後の「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則(市中流通拠点利用先用)」につきましては、本日、本ホームページに掲載します。

以 上

「日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則
(市中流通拠点利用先用)」中一部改正

○ 書式第1号を横線のとおり改める。

書式第1号

(日付)

日本銀行_____殿^{注1}

(取引先名)

(代表者名)

印^{注2}

利用申込書

当方は、貴行の示す利用先要件を全て満たしていますので、当座勘定取引に伴う貨幣の受払を_____年 月 日^{注3}から、_____で^{注4}行うことを承認されたく、申込みます。

当座勘定取引に伴う貨幣の受払を_____で^{注4}行うにあたっては、日本銀行が行う市中流通拠点における貨幣の受払に関する細則（市中流通拠点利用先用）、当座勘定取引についての日本銀行金融ネットワークシステムの利用に関する規則、日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する規則および日本銀行金融ネットワークシステムを利用して行う当座勘定払戻関係事務（市中流通拠点）に関する特則その他の規則規定等ならびに貴行が将来制定し、または変更する規則規定等に従いますうほか、他の金融機関との貨幣の自主融通を積極的に行うよう努めます。

以 上

注1 }
注2 } 略（不変）
注3 }
注4 }